

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第四十八号

縣有種畜種付手數料條例を次のように定める。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有種畜種付手數料條例

第一條 鳥取縣種畜場（以下種畜場といふ）に飼養する雄畜によつて種付を受けようとする者はこの條例の定めるところにより種付手數料を種畜場に前納しなければならない。

第二條 種付手數料の金額は次のとおりとする。

一、和牛	四箇月間四回まで	五〇〇円
二、乳牛	六箇月間同	八〇〇円
三、豚	二箇月間同	四〇〇円

昭和二十五年八月十八日
第二千三百三十五号 金曜日

四、綿羊、山羊 二箇月間三回まで 三〇〇円

第三條 前條の種付手數料は種畜場附屬鳥取縣有畜營農指導所において種付をした場合においてもこれを準用する。

附則

第四條 この條例は公布の日から施行する。

第五條 明治四十一年六月鳥取縣令第十九号縣有種畜種付料規則及び大正十年一月鳥取縣告示第二十一号鳥取縣立種畜場種豚種付料は廢止する。

◇鳥取縣條例第四十九号

昭和二十三年鳥取縣條例第七十二号教育長給与條例一部を次のように改める。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育長給与條例中改正條例

第四條を次のように改める。

第四條 旅費は國家公務員等の旅費に関する法律別表第一号に定める額に四割を加算した額を支給する。

但し鉄道賃、船賃は二等賃金とする。支給方法は鳥取縣旅費支給條例を準用する。

附 則

この條例は昭和二十五年四月一日よりこれを適用する。

車	馬	賃	一キロにつき	三円
宿	泊	料	甲地方	一六〇円
食	卓	料	乙地方	六四〇円
				一六〇円

船	賃	二等賃金		
日	当	一六〇円		
宿	泊	料	甲地方	八〇〇円
食	卓	料	乙地方	六四〇円
				一六〇円

この條例は昭和二十五年四月一日からこれを適用する。

規 則

◆鳥取縣條例第五十号

昭和二十三年鳥取縣條例第七十六号教育委員給与條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

教育委員給与條例中改正條例

「別表」を次の通りに改める。

鐵	道	賃	金額
			二等賃金

船	賃	二等賃金		
日	当	一六〇円		
宿	泊	料	甲地方	八〇〇円
食	卓	料	乙地方	六四〇円
				一六〇円

◆鳥取縣規則第五十九号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第五十四号理容師法施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

理容師法施行細則中改正規則

第二十一條中「第二十九條」を「第二十條」に改める
第二十三條中「第三十一條」を「第二十二條」に改める
第二十四條中「第三十三條」を「第二十四條」に改める

◆鳥取縣規則第六十号

昭和二十五年六月鳥取縣規則第四十二号鳥取縣會計規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣會計規則中改正規則

第十四條第二項を第三項とし第一項の次に次の二項を加える。

「2、出納長は、前項の規定による各解の予算令達の通知を受けたときは、その解の所屬縣金庫に対し

予算令達額を予算令達通知書（第四号の二）を受けたときは、支

により通知しなければならない。」

第一百七十九條第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、

第一項として次の二項を加える。

「縣金庫は、その解の予算令達残額を超過する案内支

◆鳥取縣訓令甲第十七号

訓 令

この規則は、昭和二十五年九月一日から施行する。

附 則

この規則は、昭和二十五年九月一日から施行する。

◆鳥取縣訓令甲第十七号

訓 令

この規則は、昭和二十五年九月一日から施行する。

附 則

各	部	長
出	支	命
收	命	令
出	納	者
長	長	員

01034

昭和二十五年六月鳥取縣訓令甲第九号鳥取縣供給規則に規定する書類及び帳簿の様式の一項を次のよう改定す
る。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 四尾愛治

様式田次の「第四号予算令達通知」の次に「第四号の1」に
算令達通知書」を加え。

様式第六十四号

支 出 用 薄 (縣金庫)

年月日	摘要	要	予算令達済 通知受領額	案内支払 通知受領額	現金支払額	予算令達残額	未払未清額
1	令達通知訓令番号 第 号		1,000,000.00				
1	案 内 支 払 通 知	20枚		50,000.00		950,000.00	
1	支 払 通 知	20枚			50,000.00		0
2	支 払 通 知 (他金庫払の例)	30枚		150,000.00		800,000.00	
2	支 払 振 替				150,000.00		0

様式第六十四号を次のよう改め。

01035

備 考

- 1、この帳簿は一般会計と特別会計の二冊に区分し各戸座毎に口座を分ちなお特別会計にあつては次の口座を設け登記し月計累計を附するものとする。
- 2、予算令達残額とは予算令達通知受領額より案内支払通知受領額を差引いたものとする。
- 3、支払未済額とは案内支払通知受領額より現金支払額を差引いたものとする。

北

◇鳥取縣告示第四十四号

市街地建築物法施行令第十九條ハ一の規定による次の
よつて仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣知事 四尾愛治

建築主の住所氏名 鳥取市

鳥取縣知事 四尾愛治

1 計画條件

- 1 建築物の位置 米子市角盤町二十一丁目一ノ四番地
- 1 同 用途 米子保健所附屬建物
- 1 同 構造 木造スレーベ葺 平家建 二棟
- 1 同 規模 建築面積 二十九、六平方米
突堤への幅九、三、〇回

1 の建築物の存続期間は都市計画事業実施規則によつて

解 别	摘要	前回まで令 達通知(今回 令達通知 高 高 合 計 円)	今回令 達通知 高 高 合 計 円)	令 達通知 高 高 合 計 円)	令 達通知 高 高 合 計 円)

01040

全 島取赤十字病院 島取市西町 氷高郡豊実村大字 大桶五〇七ノ一 転勤 溝上一郎 同 五、三

全 国立島取病院皆生分院 米子市皆生 西伯郡大山村 同 百村浩 同 六、一
歯 百村歯科医院 島取市新品治町一五 島取市本町二丁目 在地変更 同 八、五

◆鳥取縣告示第四百二十三号

健康保險法、船員保險法に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十五年八月十八日

診療科名	名	診称	療所	在所	地	保険医氏名	指定年月日
全(内)	大山診療所		西伯郡大山村	井上	薰	昭和二十五年六月六日	
全	豊寒村直営診療所		氣高郡豊寒村大字大桶五〇七ノ一	谷尾	誠	同七月六日	
内全	市立島取市民病院		鳥取市古市一	水垣喜四郎	同七月二十四日		
内全	日野郡日光村直営診療所		日野郡日光村大字大滝	遠藤	壽夫	同八月一日	
婦人、小兒、產婦人、耳鼻咽喉	大伊村国民健康保險直営診療所		八頭郡大伊村大字殿一二六八ノ二	山田	秀夫	同八月二十日	
産婦人	錦海療院		細田	英明	同		
歯	中路歯科医院		米子市西町八六	伊藤	光藏	同八月二十日	
			八頭郡若櫻町若櫻一八〇				

教育委員會告示

◆鳥取縣教育委員會告示第十八号 三

鳥取縣公立學校教員並に事務職員任用審査を次のように行う

昭和二十五年八月十八日

鳥取縣教育委員會

一、日時、場所

昭和二十五年八月二十二日午前九時——午後五時

鳥取市東町

久松小学校

八頭郡智頭町

智頭小学校

昭和二十五年八月二十三日前十時——午後五時

氣高郡浜村町

浜村小学校

東伯郡倉吉町

成徳小学校

昭和二十五年八月二十四日午前九時——午後五時

米子市角盤町

義方小学校

日野郡根雨町

根雨小学校

昭和二十五年八月二十四日午前九時——午後五時

二、受審資格

(1) 旧制の高専以上の学歴資格を有するもの

三、審査内容

(1) 人物審査 教育職員としての適否を審査する

(2) 筆記試験 教育職員としての常識を審査する

(3) 出題の範囲は次の通りである
(1) 一般教養及び教職的教養に関する簡単な試問
(2) 教育法規についての教育基本法、学校教育法
及び教育公務員特例法から簡単な試問を行うことがある

(3) 身体検査 身体の健康状況特に結核性疾患について検査する。当日一齊に県立保健所で行う

四、提出書類

(1) 志願書

鳥取縣廳内鳥取縣教育委員會事務局教務課及び各郡
地方事務所内鳥取縣教育委員會事務局支所に準備し
てある

(2) 履歴書(自筆のもの)

(3) 免許狀(当日持參)

(4) 最終學校最終學年の成績證明書

五、書類受付日時場所

昭和二十五年八月二十一日 午後五時まで

鳥取市東町 鳥取縣廳内

鳥取縣教育委員會事務局教務課

八頭郡賀茂村郷家

八頭地方事務所内教育委員會事務局支所

昭和二十五年八月二十二日 午後五時まで

氣高郡浜村町

氣高地方事務所内教育委員會事務局支所

東伯郡倉吉町

東伯同

昭和二十五年八月二十三日 午後五時まで

米子市東町

西伯地方事務所内教育委員會事務局支所

昭和二十五年八月十八日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

發行

鳥取縣

鳥取市

東町

坂

印

刷

所

鳥

取

縣

印

刷

所

受驗者は必要な書類を最寄の鳥取縣教育委員會事務局
支所(鳥取市及び岩美郡居住者は鳥取縣教育委員會事
務局教務課)に提出しその所管に属する受驗場で受驗
するものとす

六、当日の持参品

(1) 筆記用具
(2) 畫食

日野郡根雨町
日野同